

## 規制シート(様式)

180197101070001

平成28年12月15日

規制の名称	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	所管府省	経済産業省 環境省
根拠法令等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	経済産業省産業技術環境局環境指導室 室長 田中 秀明  環境省水・大気環境局総務課 課長 江口 博行
規制目的	公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする。		
規制内容の概要	大気汚染防止法等各種環境規制法の規制対象施設が設置されている工場に対し、公害防止管理者の選任等による公害防止組織の整備や都道府県等への届け出等を義務づけている。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	平成26年6月13日(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第241条による改正) 平成27年6月19日(大気汚染防止法の一部を改正する法律 附則 第4条による改正)	関連する 政策評価結果	平成27年度に、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会において、本制度に関する施策の評価を実施し、現状の制度を維持することとされた。また、今後も、定期的にレビューを実施することとされた。
規制を維持、改革 又は新設する理由	公害防止管理者制度は、公害防止に関する責任の明確化、技術レベルの向上、窓口の明確化等の点からその重要性は変わらず、事業者も維持を希望しているため、現状制度を維持することが妥当。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

180197101070001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号ただし書(第十条第二項において準用する場合を含む。)に基づく基準(平成十七年三月七日) (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号) ② 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第一および別表第二に規定する学力(昭和47年1月28日)(大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号) ③ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行について(昭和46年10月15日)(46保局444号)</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第四条第1項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第五条第二号 ② 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第1項第一号及び同法第七条第1項第二号 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十一条の二 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第十一条第1項及び第十一条第2項 ③ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第二条、同法第三条、同法第四条、同法第六条及び同法第七条</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>① 法律第四条第1項の委任を受けた省令第五条第二号に基づくため。 ② 法第七条第1項第一号及び法第七条第1項第二号の委任を受けた省令第十一条第1項及び第十一条第2項に基づくため。 ③ 法第二条、同法第三条、同法第四条、同法第六条及び同法第七条の判断基準について解釈を示したものであるため。</p>